

2025年3月5日

サステナビリティ基準委員会

サステナビリティ基準委員会が我が国最初のサステナビリティ開示基準を公表

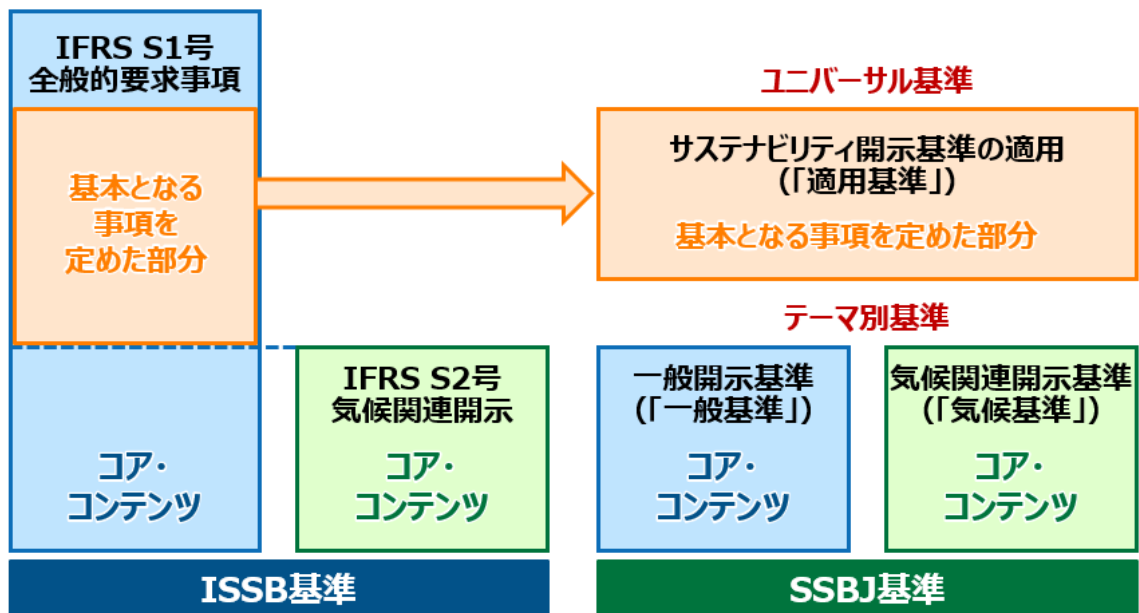
サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の設立を受け、2022年7月に、我が国において適用されるサステナビリティ開示基準の開発及び国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献を目的として設立されました。

当委員会は、サステナビリティ開示基準の開発にあたり、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにするため、その基本的な方針として、ISSBのIFRSサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という。）との整合性を図ることを基礎とし、議論を重ねてまいりました。

当委員会は、2025年2月19日開催の第49回サステナビリティ基準委員会において、我が国最初のサステナビリティ開示基準となる、次の3つのサステナビリティ開示基準（以下あわせて「SSBJ基準」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

1. サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）
2. サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（以下「一般基準」という。）
3. サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）

当委員会は、SSBJ基準を利用される方の便宜を考慮し、ISSBのIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」に相当する基準を2つの基準に分割し、別個に公表しました。具体的には、IFRS S1号のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項（以下「コア・コンテンツ」という。）を定めた部分については一般基準に含め、コア・コンテンツ以外の、サステナビリティ関連財務開示を作成する際の基本となる事項を定めた部分については適用基準に含めています。上記3つの基準は同時に適用する必要があるため、IFRS S1号に相当する基準の分割によってSSBJ基準を適用する企業が開示する内容に影響を与えることはないと考えています。



SSBJ 基準は、金融商品取引法の枠組みにおいて SSBJ 基準が適用されること、特にグローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業であるプライム上場企業が適用することを想定して開発を行いました。

川西安喜 SSBJ 委員長は、次のように述べています。

「私たちの公開草案にコメントをお寄せいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。公開草案に対して寄せられたコメントに基づき、SSBJ 基準と ISSB 基準の間の考えられる差異をさらに減らすこととなりました。いくつかの差異は残りますが、今後数年間で国内外の開示実務がどのように発展するのかをモニタリングし、必要であると判断した場合には、SSBJ 基準の修正を検討することを約束しています。多くの企業が SSBJ 基準を適用することを願っており、SSBJ 基準を適用した企業からのフィードバックを歓迎いたします。」

SSBJ 基準は日本語でのみ公表していますが、英語を話される方の便宜を考慮し、SSBJ 基準の概要を英語で公表しています。また、SSBJ 基準と ISSB 基準の差異の一覧及び項番対照表を近日中に英語及び日本語で公表する予定です。

- [SSBJ issues Inaugural Sustainability Disclosure Standards to be applied in Japan \(ニュース・リリース \(英語\)\)](#)
- [About SSBJ Standards \(SSBJ 基準の概要 \(英語\)\)](#)

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）について

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2022年7月に公益財団法人財務会計基準機構（FASF）のもとに設立されたプライベート・セクターの機関です。金融商品取引法のもとでのサステナビリティ開示基準の法的枠組みは、金融庁が決定することとなっており、SSBJはその枠組みが設定された後に、その枠組みに沿って国内基準を開発することとなります。SSBJは、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の法域別ワーキング・グループ（JWG）のメンバーであり、サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）の初期メンバーの1つに選任されています。

SSBJに関する詳細な情報は、ウェブサイト (<https://www.ssb-j.jp/jp/>) をご参照ください。

以 上